

15消安第1910号
平成15年9月19日

食料・農業・農村政策審議会会長

八木 宏典 殿

農林水産大臣 亀井 善之

諮 問

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第3条の2第3項及び第12条の3第3項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求める。

記

- 1 法第3条の2第1項の規定に基づく「特定家畜伝染病防疫指針」の作成について
- 2 法第12条の3第1項の規定に基づく「飼養衛生管理基準」の設定について